

## 「宇部市国民健康保険運営協議会」委員募集要項（一般公募）

本市では、国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険運営協議会を設置しています。このたび、委員の任期満了に伴い、下記のとおり新たに委員を募集します。

### 記

- 1 **募集人員** 3名程度
- 2 **任 期** 2年（令和3年1月1日～令和4年12月31日）
- 3 **協議会の開催** 年2回程度
- 4 **応募資格**  
応募時点において、次の条件をすべて満たす方
  - ・宇部市国民健康保険に加入している
  - ・国民健康保険料及び市税に滞納がない
  - ・宇部市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務していない
  - ・宇部市議会議員でない
- 5 **応募方法**
  - (1) 応募書類の提出
    - ① 応募用紙「宇部市国民健康保険運営協議会委員応募用紙」  
保険年金課、各市民センター・各ふれあいセンター、北部・農林振興部北部地域振興課に設置するほか、市のホームページからもダウンロードできます。
    - ② 小論文「国民健康保険制度について」（意見、提言など）  
1,000字程度（様式自由）
  - (2) 提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれか
  - (3) 提出先
    - 郵送、持参 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市健康福祉部保険年金課
    - ファックス 0836-22-6019
    - メールアドレス [hokennenkinka@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:hokennenkinka@city.ube.yamaguchi.jp)

※メール等での応募は、開封確認メッセージの要求か、電話で到達確認をしてください。
- 6 **応募期限** 令和2年10月30日（金）必着
- 7 **報 酬** 日額4,000円（会議1回の出席につき）
- 8 **選考及び結果通知** 国民健康保険公募委員選考委員会の書類審査により選考し、12月中旬頃に応募者全員に結果を通知します。
- 9 **そ の 他**
  - ・提出された書類は返却しません。
  - ・委員に選任された方は氏名を公表しますのでご了承願います。
  - ・提出書類に虚偽の記載が認められた場合、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。